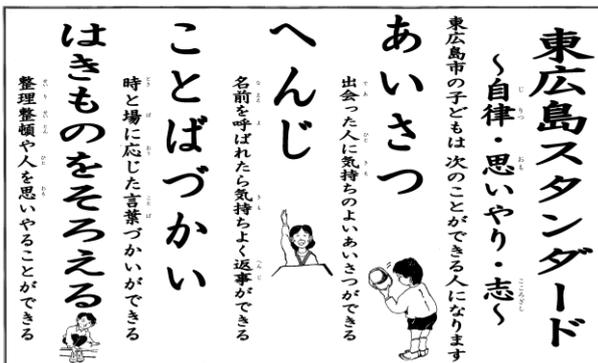


# 東広島市立板城西小学校生徒指導規程

## 第1章 総則

この規程は、板城西小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成を目指すとともに、義務教育9年間の見通しをもった生徒指導について、全市的な共通認識を踏まえた東広島市の生徒指導方針に沿って共通実践を図るためのものである。

### 【東広島スタンダード】



### 【学校教育目標】

夢と志をもち「自分育て」をする  
子どもの育成

### 【めざす子ども像】

- ☆ いいちえを求める子（知）
- ☆ いいところを磨く子（徳）
- ☆ いいあせを流す子（体）

（目的）

### 第1条

この規程は、東広島市立板城西小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送るといった観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### 【登下校等】

第1条 登下校については、次のことを指導する。

社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

### （1）登校の方法

登校班での登校を原則とする。集合時間、歩道のマナーを守り通学路を通る。

### （2）下校の方法

毎週木曜日は一斉下校とし、登校班での下校を原則とする。

### （3）登校・遅刻・欠席・早退・外出について

①登校時刻は8時15分とし、教室に着席する。

※原則7時45分より早く登校しない（安全確保のため）

②欠席の場合、8時15分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

③遅刻の場合、8時15分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻した場合、登校したことを職員室に報告する。

④早退の場合、保護者同伴とする。

⑤児童は校外へ出ない。特別な理由がある時は、保護者が担任に連絡して許可を得る。

⑥登下校の際に寄り道などをしない。

### 【頭髪】

第2条 頭髪については次のことを指導する。

学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

### （1）基本的な髪型

・学習やスポーツにふさわしい長さで清潔な髪形とする。前髪は眉を超えない長さとする。（眉を超える場合は、かからない長さに切るか、両サイドをピンで留めて前にたれてこないようにする。）

・肩にかかる場合、黒・紺・茶色のゴムで1～2か所で留める。原則として、耳より上の位置では留めない。帽子をかぶるのに支障がないようにする。色つきのピンやリボンを使用しない。

（2）不自然な髪型（パーマ、アイロン、そり込み、不自然でバランスの取れない髪型等）はしない。

(3) 染色・脱色・着毛はしない。整髪料は使用しない。

\*改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

## **【服装等】**

**第3条** 身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める基準服を正しく着用する。

(1) 基準服

学校指定の上着、シャツ、ズボンもしくはスカートを基準服とする。天候により、上着を着脱してよい。

① 白のカッターシャツまたは白のポロシャツ、白のブラウス裾をズボン・スカートの中に入れる。

② 必ず下着を着用する。下着は華美でないものとする。袖や襟口からはみ出さないようにする。

(2) ズボン・スカート

① ズボンをずらした着こなしはしない。

② 吊りひもスカートを着用する。スカート丈は、膝丈程度の長さとする。

(3) 靴下

靴下は白色とする。(ワンポイントは可)

(4) 通学靴

① 白い運動靴とする。(ワンポイントやラインも白) 登下校や体育、その他学習で使用することから、運動に適したシューズを使用する。

② 雨天時や降雪時は、長靴、雨ガッパ等を使用してもよい。

(6) 名札

校内では学校指定の名札を必ず着ける。

(7) セーター・ベスト

防寒のために基準服の下にセーター・ベストを着てもよい。色は紺か黒とし、上着の袖や裾から、極端にはみ出さないものとする。

(8) 防寒着

厳冬期(12月～3月)には、登下校においてジャージやジャンパー、手袋、マフラー(1m程度の長さ)、ネックウォーマーを着用してもよい。マフラー、ネックウォーマーの色は黒・紺・白・灰色を基調とした華美でないものとする。安全のため耳や顔を隠さないように使用する。防寒帽・耳あては使用しない。  
**※基準服のズボンやスカートではなく、華美でないジャージをはいて校内で過ごすことも可。**

## **【不要物】**

**第4条** 不要物については、次のことを指導する。

(1) 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。

(2) 違反があった場合、学校預かりとし、指導を行った上で保護者に連絡し、下校時に返却する。

\*重ねて違反があった場合、特別な指導を行う。

## **【校内での生活】**

**第5条** 校内の生活については次のことを指導する。

(1) 授業やその他の活動

① 体調不良等で、体育などの授業を見学する時は、保護者が担任に連絡する。

② 自分の持ち物には、必ず記名する。

③ 時間(チャイムの合図)を守る。

④ あいさつ、返事、言葉づかいを大切にする。

(2) 休憩時間

① 学校の外や立ち入り禁止場所には、行かない。

② 校内放送は、止まって静かに聞く。

③ 特別教室や他の教室には、勝手に入らない。

④ 校舎内では、右側を静かに歩く。

⑤ 学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にする。

### (3) 保健室利用

- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、養護教諭が状況に応じて判断する。体調の回復が見込めないときは、学校から保護者に連絡をする。
- ②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。
- ③虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

### (4) 給食

- ①衛生面に注意して給食当番等をする。
- ②当番は服装を整え、準備を行う。エプロン・マスク・帽子は、個人持ちとする。
- ③食事のマナーを守って食事をとる。  
※会話は禁止。

### (5) 掃除

- ①掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つである。時間いっぱい黙って掃除をする。

### (6) 教育相談

- ①学校は、児童、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーや心のサポーターと連携をとる。

### (7) その他

- ①卒業生や部外者の学校への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- ②学校内の施設設備を破損した場合や発見した場合は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

\*通常の指導を行っても、何度も違反を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

## 第3章 校外での生活に関すること

### 【校区外の生活】

この章については、保護責任の観点から、保護者責任についても記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り行う。

**第1条** 校区外の生活については、次のことを指導する。

- (1) 児童だけでの校区外への外出を禁止する。
- (2) 児童だけでの店（ショッピングセンター、ゲームセンター等）への出入りを禁止する。
- (3) 児童だけでの外泊や夜間徘徊を禁止する。  
①保護者は、児童安全確保の視点から、夜間児童生徒を外出させないようにする。
- (4) 帰宅時刻  
帰宅時刻を次のようにする。  
4月から10月までは、17時30分  
11月から3月までは、17時
- (5) 情報通信機器  
①本市では、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、情報通信機器のフィルタリングに努める。
- (6) 酒タバコ類等の購入  
①保護者は、酒タバコ類を児童に購入させないようにする。
- (7) 危険箇所への立入り  
①保護者は、立入り禁止箇所や、池や川等に児童が立ち入らないようにする。
- (8) 交通違反  
①道路交通法に違反させないようにする。  
②自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させる。  
③国道では、自転車に乗らない。  
\*通常の指導を行っても何度も違反を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

## 第4章 特別な指導に関すること

### 【特別な指導】

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返るために指導する。

## 【問題行動への特別な指導】

**第1条** 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮した指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
  - ①飲酒・喫煙
  - ②暴力・威圧・強要行為
  - ③建造物・器物破損
  - ④窃盗・万引き・占有物離脱横領
  - ⑤性に関するもの
  - ⑥交通違反
  - ⑦その他法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
  - ①暴力行為（対教師，児童間。対人，器物破損）
  - ②飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持）
  - ③いじめ
  - ④登校後の無断外出・早退
  - ⑤指導に従わない（指導無視，暴言，授業エスケープ，授業時の立ち歩き）
  - ⑥携帯電話等の不要物の持ち込み
  - ⑦その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

## 【反省指導等】

**第2条** 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

- (1) 説諭による指導
  - ①口頭による説諭（短時間）
- (2) 学校反省指導
  - ①別室による反省指導
  - ②授業観察による反省指導
  - ③奉仕作業による反省指導
  - ④教育相談と反省指導を複合した指導
  - ⑤保護者来校による授業観察指導

## 【特別な指導を実施するにあたって】

**第3条** 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事柄を明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間，指導計画を明確にし，児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は，学校全体で取り組み，事実の確認，反省，再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては，十分な事実確認を行い，指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為，いじめ，暴力行為などについては，関係機関と連携をして対応する。
- (5) 反省期間については，形式的にならないようにし，目的を明確にして短期間で行う，また，児童の発達の段階を考慮して効果的に行う。

## 【規定の周知】

**第4条** 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会，PTA 総会，懇談会などでの直接説明を行う。学校に来校しない保護者に対しては，家庭訪問や郵便等を通じて，周知を図る。